

スタートまであと2ヶ月を切りました

# 消費税インボイス(実務編)セミナー

令和5年 10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、申請・登録をして必要事項を記載した請求書を準備しておくことなどが必要になります。

インボイス制度導入に伴う実務について当日は専門家がくわしく解説します。

台風6号の影響により延期になっていました講習会を下記日程にて開催致します。

**とき** 令和5年 9月5日(火)  
午後6時～午後8時

**場所** 徳之島町商工会  
〒891-7101 大島郡徳之島町亀津 986-4  
電話 0997-82-1409

**講師** 酒匂 健寿 税理士

**お申込み** 参加無料 定員 30名



徳之島町商工会 TEL 0997-82-1409 FAX 0997-83-3628

## 消費税インボイス(実務編)セミナー参加申込書

|      |  |      |  |
|------|--|------|--|
| 事業所名 |  | 携帯番号 |  |
| 参加者名 |  | 参加者名 |  |

※お申込み頂きましたお客様情報は当セミナー開催業務にのみ使用させていただきます。

**主催** 鹿児島県商工会連合会・徳之島町商工会